

令和5年3月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和5年3月定例教育委員会付議議案 目次

※報告第5号については、非公開につき削除

報告第5号	専決処分の承認を求めることについて-----1 (教職員（小・中学校）の内申について)
第10号議案	臼杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の制定について-----2
第11号議案	教育委員会事務局の人事異動について-----4
第12号議案	令和5年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて-----5
第13号議案	臼杵市教育支援センター設置要綱の一部改正について-----6
第14号議案	臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について-----7
第15号議案	令和5年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて-----9
第16号議案	臼杵市社会教育指導員の委嘱について-----10
第17号議案	臼杵市協育コーディネーターの委嘱について-----12
第18号議案	臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について-----14
第19号議案	有形文化財の市指定について-----15
第20号議案	臼杵藩工芸品資料調査指導委員会設置要綱の制定について-----16

第 10 号議案

臼杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）
第 1 条第 1 項第 16 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第 1 号

臼杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、少子化により児童、生徒が減少し、学校の小規模化が進む中で、臼杵の子どもたちにとってより良い教育環境を将来にわたって持続することが可能となるよう、臼杵市公立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 検討委員会は、臼杵市総合計画等に定める本市における学校教育の理想像を基に、次の各号に掲げる事項について協議検討を行う。

- （1） 臼杵市公立学校のあり方に関する基本指針及び基本方針に関すること。
- （2） 臼杵市公立学校のあり方に関する基本計画に関すること。
- （3） 前 2 号に定めるもののほか、公立学校のあり方に関し、教育委員会が検討委員会の意見を聴く必要があると認めること。

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 10 人以内 をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、学識経験者、住民、教職員のうちから、教育委員会が選任し、及び委嘱する。

3 前項に定める者のほか、議事の内容に応じて、教育委員会が必要と認める職員を、委員に任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から令和7年3月31日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、出席者の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に必要な職員等の出席を求めることができる。

4 委員長は、会議の審議事項のうち軽微又は緊急を要すると認めるものについては、書面で委員に回議することにより、会議に代えることができる。

5 委員長は、専門分野における助言を求めるため、会議にオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

理 由

今後の白杵市の公立学校のあり方について、協議・検討を行い、基本方針（案）及び基本計画（案）の策定を行うため。

第 1 1 号議案

教育委員会事務局の人事異動について

教育委員会事務局の人事異動について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 6 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

記

教育委員会事務局の人事異動について

令和 5 年 3 月 3 1 日及び令和 5 年 4 月 1 日付けで人事異動発令を次のように行う。

（異動内容別紙）

第 1 2 号議案

令和 5 年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて

令和 5 年度学校教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 1 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

理 由

令和 5 年度臼杵市学校教育指導方針を定める必要があるため。

第 13 号議案

臼杵市教育支援センター設置要綱の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）
第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第 2 号

臼杵市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示

臼杵市教育支援センター設置要綱（平成 29 年臼杵市教育委員会告示第 11 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「341」を「255」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

現在、教育支援センターは市役所旧第二庁舎に設置されているが、建物の老朽化が進んでいることから安全性に問題がある。引き続き児童生徒の安全性を確保して教育支援センター業務を行うために、現在臼杵市ふるさとハローワークが業務を行っている市役所別館の 2 階に移転するもの。

第 1 4 号議案

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正 について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）
第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第 3 号

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部を改正す る告示

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（平成 3 0 年臼杵市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「し納付」を削り、同条第 2 項中「現年度」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

- （1） 毎月の納付期限までに給食費を納付しない保護者に対し、速やかに学校給食費未納額通知書兼領収書（様式第 5 号）及び督促（様式第 6 号）を送付するものとする。

第 1 3 条第 2 項第 2 号中「学校給食申込書兼学校給食費納付確約書の確約内容に対応」を「前号の督促をしてもなお給食費を納付しない保護者があるときは、改めて納付期限を定めた催告書（様式第 7 号）を送付」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- （3） 第 1 号の督促及び前号に規定する催告に応じない保護者に対しては、最終催告書（様式第 8 号）を送付するものとする。

第 1 3 条第 3 項を次のように改める。

3 学校給食費未納分の徴収方法に係る詳細な事務の取扱いは、別に定める。

第 1 4 条及び第 1 5 条を削り、第 1 6 条を第 1 4 条とする。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号（第13条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号（第13条関係）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前に係る学校給食費の未納分又は滞納分は、この告示による改正前の臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱第13条第2項又は第3項の規定によりなされた手続をこの告示による改正後の臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（以下「新要綱」という。）第13条第2項第1号その他の相当規定による手続とみなして、それぞれ新要綱の規定を適用する。

理 由

学校給食費未納分の徴収については第13条において取り扱いを規定しているが、督促以外の徴収方法について取り扱いがないため、督促以外の徴収方法を追加すること、また現年度過年度未納分の徴収方法について統一したいため、要綱の一部を改正することとしたい。

第 15 号議案

令和 5 年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

令和 5 年度社会教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 1 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

理 由

令和 5 年度臼杵市社会教育基本方針を定める必要があるため。

第 16 号議案

臼杵市社会教育指導員の委嘱について

臼杵市社会教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 16 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市社会教育指導員規則（平成 21 年教育委員会規則第 9 号）第 3 条の規定に基づき、下記の者に委嘱する。

記

臼杵市社会教育指導員

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	あんどう ひろのり 安藤 宏徳	臼杵市	高齢者団体・女性団体担当	新任
2	こばやし かずひこ 小林 一彦	臼杵市	高齢者団体・女性団体担当	再任
3	かわの あさみ 河野 麻美	臼杵市	読書活動推進担当	再任
4	やの としゆき 矢野 俊幸	臼杵市	高齢者団体担当	再任
5	くどう しのぶ 工藤 忍	臼杵市	家庭教育支援担当	再任
6	やまだ こうせい 山田 晃正	臼杵市	総括・青少年教育担当	再任
7	あんどう ちか 安藤 千佳	臼杵市	家庭教育支援担当	新任

任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

理 由

白杵市社会教育指導員の任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるため。

第 17 号議案

臼杵市協育コーディネーターの委嘱について

臼杵市協育コーディネーターを委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 16 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市協育コーディネーター設置規則（平成 29 年教育委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、下記の者に委嘱する。

記

臼杵市協育コーディネーター

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	あんどう ひろのり 安藤 宏徳	臼杵市	学校支援（北ブロック）	新任
2	こばやし かずひこ 小林 一彦	臼杵市	学校支援（西ブロック）	再任
3	かわの あさみ 河野 麻美	臼杵市	学校支援（学校図書館）	再任
4	や の としゆき 矢野 俊幸	臼杵市	学校支援（野津ブロック）	再任
5	くどう しのぶ 工藤 忍	臼杵市	家庭教育支援（幼保小中など）	再任
6	ひぐち てつし 樋口 哲司	臼杵市	学校支援（南ブロック）	新任
7	やまだ こうせい 山田 晃世	臼杵市	学校支援（東ブロック）	再任

8	あんどう 安藤 ち か 千佳	臼杵市	家庭教育支援（幼保小中など）	新任
---	--	-----	----------------	----

任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日

理 由

臼杵市協育コーディネーターの任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるため。

第 18 号議案

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 16 号の規定に基づき議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員設置規則（平成 22 年教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、下記の者に委嘱する。

記

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	ひぐち てつし 樋口 哲司	臼杵市	人権担当	新規

任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

理 由

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるため。

第 19 号議案

有形文化財の市指定について

次のとおり下記有形文化財を市指定とすることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育長 安 東 雅 幸

臼杵市文化財保護条例（平成 17 年条例第 208 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記文化財を新たに市指定有形文化財として指定する。

記

番号	名 称	所在の場所	所 有 者	備 考
1	木造毘沙門天立像	臼杵市大字井村 字狭間 1703 番地	宗教法人 三島神社	
2	木造男神坐像	同 上	同 上	

理由

番号 1 の「木造毘沙門天立像」については、その像容から平安後期の特色をよく残しており、十二世紀後半ごろの製作とみられる。

番号 2 の「木造男神坐像」については、その像容から製作年代は鎌倉末期から南北朝時代（十四世紀）とみられる。

以上のことから、上記の貴重な文化財を適正な保護及び保存に努めていくため、市指定有形文化財とする必要があるので提出する。

第20号議案

臼杵藩工芸品資料調査指導委員会設置要綱の制定について

臼杵藩工芸品資料調査指導委員会設置要綱の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和5年3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第4号

臼杵藩工芸品資料調査指導委員会設置要綱

（設置）

第1条 臼杵藩工芸品資料（以下「工芸品」という。）の調査に関し、必要な事項を協議するため、臼杵藩工芸品資料調査指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 工芸品調査の方針及び指導に関する事項
- （2） 工芸品の史料価値鑑定に関する事項
- （3） 工芸品の保存対策指導に関する事項

（組織及び任期）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、教育長が招集する。

2 委員会が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(謝礼金)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝礼金を支給する。

2 前項の謝礼金の額は、臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年臼杵市条例第45号）第2条第1項第6号カに定める額を基準とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化・文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

臼杵藩工芸品資料調査事業の実施に当たり、工芸品調査の方針、指導等について協議するための委員会を設置する必要があるため。